

元請における少額工事の判断基準、下請工事における判断基準 新旧対照表

(朱書き下線部分は、改正部分)

(新) 改 正 後	(旧) 改 正 前
<p>下請工事における判断基準 (平成 30 年 9 月)</p> <p>一式工事については原則元請における許可業種であり、下請工事については各専門工事にあたりと考えると、下請工事として施工された工事が以下の 1 から 3 の全ての項目にあてはまり (注記 1)、総合的に一式工事と判断されるものについては、当分の間、一式工事として扱うことができます。(注記 2)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>元請からその完成を請け負う工事目的物 (工作物) が複数の業種 (工種) を包括するものであり、その施工管理を任されていること。 *複数の業種 (工種) を包括する工事目的物 (工作物) の請負とは、独立した複数の工種 (業種) から成り、かつ複数の工種が一体となることで機能する工事目的物 (工作物) の請負をいう。</li> <li>施工管理において、総合的な企画、調整、指導が含まれること。 *ここでいう総合的な企画、調整、指導とは、自社が部分的に請け負った施工の範囲における施工計画の作成、工程管理、品質管理、技術指導をいう。</li> <li>自社の位置づけは一次下請であること。 施工体系 (施工分担関係) における自社の位置づけは、一次下請とし、二次下請以降の下請は認められない。</li> </ol> <p>注記 1. 上記の要件を満たす場合であっても、専門工事の下請として施工した建設工事については一式工事にあらず、認められない。 注記 2. 本判断基準を適用する当分の間とは平成 30 年 10 月の運用開始後 5 年を目処とする。それ以降における適用においては判断基準の見直しを行うものとする。</p>	<p>下請工事における判断基準 (平成 30 年 1 月)</p> <p>一式工事については原則元請における許可業種であり、下請工事については各専門工事にあたりと考えると、下請工事として施工された工事が以下の 1 から 3 の全ての項目にあてはまり (注記 1)、総合的に一式工事と判断されるものについては、当分の間、一式工事として扱うことができます。(注記 2)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>元請からその完成を請け負う工事目的物 (工作物) が複数の業種 (工種) を包括するものであり、その施工管理を任されていること。 *複数の業種 (工種) を包括する工事目的物 (工作物) の請負とは、独立した複数の工種 (業種) から成り、かつ複数の工種が一体となることで機能する工事目的物 (工作物) の請負をいう。</li> <li>施工管理において、総合的な企画、調整、指導が含まれること。 <u>*ここでいう総合的な企画、調整、指導とは、特に自社における施工管理のほか、再下請先である下位の下請に対して「元請の役割 (工事全体の統括的施工管理：施工計画の作成、工程管理、品質管理、技術指導を行うもの)」に近い役割を担うことをいう。</u></li> <li><u>自社より下位の下請が存在すること。</u> <u>自社を含む施工体系 (施工分担関係) において、自社より下位の下請が存在すること。</u> <u>*下位の下請に対して元請の役割に近い役割を担うものであることから、施工体系における自社の位置づけは、原則一次下請とし、二次下請以降の下請は認められない。但し、一次下請であっても自社より下位の下請が存在しない場合、最下位の下請となるため、認められない。</u></li> </ol> <p>注記 1. 上記の要件を満たす場合であっても、専門工事の下請として施工した建設工事については一式工事にあらず、認められない。 注記 2. 本判断基準を適用する当分の間とは平成 30 年 10 月の運用開始後 5 年を目処とする。それ以降における適用においては判断基準の見直しを行うものとする。</p>